

(案)

覚 書

国立国会図書館（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が専ら視覚障害者等（著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚障害者等をいう。以下同じ。）の利用に供するために作成したデジタルデータ（以下「視覚障害者等用データ」という。）及びそのメタデータの乙から甲への提供及び甲における利用について、次のとおり合意する。

（提供する視覚障害者等用データ及びそのメタデータ）

- 第1条 乙は、乙が作成する視覚障害者等用データ及びそのメタデータを甲に無償で提供する。提供する際に用いる記録媒体に要する実費及び送料は、乙の負担とする。
- 2 乙が甲に提供する視覚障害者等用データ及びそのメタデータの仕様等の詳細は、甲及び乙が協議の上、定める。
 - 3 乙が甲に視覚障害者等用データ及びそのメタデータを提供する時期、頻度等は、甲及び乙が協議の上、定める。
 - 4 視覚障害者等用データ（点字データを除く。）について、提供時点において、著作権法第37条第3項ただし書に規定する場合に該当することを乙が確認した場合には、提供しない。

（提供の方法）

第2条 乙が甲に視覚障害者等用データ及びそのメタデータを提供する方法は、次のいずれか一つ又は複数の組合せによるものとする。ただし、(3)に掲げる方法は、甲のシステムと全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワーク（同協会が視覚障害者等に情報提供を行うことを目的として運営する後継のネットワーク又はシステムを含む。）（以下「サピエ」という。）との連携以降に行うものとする。詳細は、甲及び乙が協議の上、定める。

- (1) 甲が用意する送信システムへの視覚障害者等用データ及びそのメタデータのアップロード
- (2) 視覚障害者等用データ及びそのメタデータを複製した記録媒体の甲への送付
- (3) サピエのシステムへの視覚障害者等用データ及びそのメタデータのアップロード

（視覚障害者等用データ及びそのメタデータの利用）

第3条 甲は、乙から提供された視覚障害者等用データ及びそのメタデータを次のとおり利用する。

- (1) 甲のシステムでの保存
- (2) 甲がインターネット等を通じて行うサービスでのメタデータの検索及び当該サービス又はAPI連携による第三者へのメタデータの提供

(案)

- (3) 甲において利用者登録をした視覚障害者等への送信及び甲の施設内における閲覧提供
 - (4) 甲において利用者登録をした図書館等への当該図書館等における視覚障害者等の利用を目的とする送信
 - (5) サピエにおけるメタデータの検索
 - (6) サピエを通じたサピエ会員への送信
 - (7) 世界知的著作権機関（WIPO）又は同機関の下に設置された団体が運営する、視覚障害者等への情報提供を目的とするシステム及び同システムに参加する者への提供並びに同システム及び同システムに参加する者による専ら視覚障害者等の利用を目的とする送信
- 2 前項（1）において、甲は、乙から提供を受けた視覚障害者等用データ及びそのメタデータのデータ形式を甲の必要に応じて変換することができるものとする。
- 3 甲は、乙から提供を受けたメタデータに対して、所要の修正又は追加入力を行うことができるものとする。
- 4 甲は、乙から提供を受けた視覚障害者等用データ及びそのメタデータについて、乙から当該データの利用の中止の要請があったとき、又は第1項に規定する利用に著しく支障があると判断したときは、乙に通知の上、当該データの利用の一部又は全部を中止する。

（利用状況の通知）

第4条 甲は、前条第1項（3）及び（4）に係る利用状況を乙に定期的に通知する。通知する利用状況の詳細及び通知方法は、甲が定める。

（甲から乙への視覚障害者等用データ及びそのメタデータの提供）

第5条 乙は、乙が保有する視覚障害者等用データ及びそのメタデータが事故等により消失した場合、甲が保有する当該データを甲から無償で提供を受けることができる。提供に要する実費等この条の規定による提供に係る詳細は、甲及び乙が協議の上、定める。

（著作権）

第6条 この覚書は、視覚障害者等用データ及びそのメタデータに係る著作権その他の知的財産権の帰属に影響を及ぼすものではない。

（覚書の効力）

第7条 この覚書は、覚書を取り交わした日から効力を生じ、有効期間は1年間とする。

2 前項の期間満了の3か月前までに甲又は乙からこの覚書を変更又は終了する旨の申出がない限り、この覚書は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（覚書の変更）

第8条 この覚書を変更する必要がある場合には、甲及び乙が協議の上、書面により定め

(案)

るものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるところによるほか、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の定めるところによる。

この覚書を証するため、本書2通を作成して、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区永田町1-10-1
国立国会図書館
総務部長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○市○○町X-X-X
○○○○図書館
館長 ○ ○ ○ ○